

巡回連絡実施要綱の全部改正について

平成31年3月1日地甲達第19号
警察本部長から部課署長あて

対号1 平成12年3月15日付け地甲第104号「巡回連絡実施要綱の制定について（通達）」

対号2 平成15年12月9日付け地丙達第111号「巡回連絡実施要綱の一部改正について（通達）」

対号3 平成30年10月12日付け地甲達第78号「巡回連絡実施要綱の一部改正について（通達）」

地域警察官の巡回連絡については、対号に基づき実施してきたところであるが、近年の社会情勢の変化を踏まえ、より実質的かつ効率的に実施するため、別添のとおり「巡回連絡実施要綱」を全部改正し、平成31年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

別添

巡回連絡実施要綱

第1 目的

この要綱は、警察官が受持区の家庭、官公署、事業所等（以下「家庭等」という。）を各戸に訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民等が安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び住民等の困りごと、意見、要望等に当たるために必要な事項を定め、もって住民等との良好な関係を保持し、受持区の実態を掌握することを目的とする。

第2 準拠

巡回連絡の実施については、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第20条及び石川県地域警察運営に関する訓令（平成5年石川県警察本部訓令第7号）第50条に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第3 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 受持警察官 交番等に勤務する地域警察官をいう。
- 2 巡回連絡専従員 巡回連絡に専従する地域警察官をいう。
- 3 巡回連絡カード 受持警察官が巡回連絡を実施し、面接した家庭等ごとに作成するカードをいう。
- 4 連絡簿 巡回連絡カードをつづり込んだ簿冊であって交番等に備え付けて保管する簿冊をいう。

5 受持カード 巡回連絡の際、不在家庭等に対して受持警察官の氏名等を記載して配布するカードをいう。

6 未把握世帯 受持区内の家庭等で巡回連絡カードが作成されていないものをいう。

第4 業務推進体制

1 警察本部の推進体制

適正な巡回連絡の推進を図るため、生活安全部長を巡回連絡総括責任者に、警察本部地域課長を副総括責任者に充て、巡回連絡に係る本部の推進体制を確立するものとする。

2 警察署の推進体制

警察署長は、巡回連絡に関する効果的な推進及び適正な業務管理を図るため、次の者を巡回連絡管理責任者及び巡回連絡推進責任者（以下「巡回連絡管理責任者等」という。）にそれぞれ指定し、巡回連絡の推進状況を把握管理するとともに、巡回連絡カードの適正な管理に努めるものとする。

(1) 巡回連絡管理責任者

地域官又は地域交通官の配置がある警察署にあっては地域官又は地域交通官及び地域課長、その他の警察署にあっては地域課長を巡回連絡管理責任者とする。

(2) 巡回連絡推進責任者

企画指導係長（企画指導係長の配置のない警察署は地域係長）、交番所長、駐在所長及び所管区長を巡回連絡推進責任者とする。

第5 実施対象及び実施基準

巡回連絡の実施対象及び実施基準については、別に定めるものとする。

第6 受持警察官の任務

1 住民等との良好な関係の保持

受持警察官は、巡回連絡を実施する際、住民等からの要望等を聴取するとともに、訪問先の住民等に応じて次に掲げる事項について、情報提供を行うなど、住民等との良好な関係の保持に努めるものとする。

(1) 最近における犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の傾向並びにその被害の防止方法

(2) 訪問先の住民等に身近な犯罪等の発生状況及びその被害の防止方法

(3) 犯罪等の発生時における応急措置及び緊急の連絡方法

(4) 訪問先の住民等に教示する必要があると認められる警察に対する諸願届の手續の方法

(5) その他訪問先の住民等の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項

2 巡回連絡の実施

(1) 受持区実態の把握

受持警察官は、毎年4月に担当する受持区の簿冊数、世帯数、世帯構成等の

実態を把握し、実質的かつ効率的な巡回連絡の推進を図るものとする。

(2) 巡回連絡カードの作成

巡回連絡カードは、訪問先の住民等に配布して作成を依頼し、又は訪問先の住民等から必要事項を聴取して、受持警察官等が作成するものとする。

なお、作成された巡回連絡カードに異動事項がある場合は、速やかに補正するものとする。

(3) 巡回連絡カードの廃棄

巡回連絡を実施した結果、住民等の転出等が確認された家庭等の巡回連絡カードについては、確実に連絡簿から削除するものとする。

(4) 弾力的な実施

受持警察官は、巡回連絡以外の所外活動においても必要により巡回連絡カードを携行し、未把握世帯の在宅を確認した場合は、その都度、巡回連絡を実施するものとする。

(5) 実施結果の登録

受持警察官は、地域警察活動総合管理システムにより巡回連絡の実施結果を登録するものとする。

(6) 不在世帯対策

巡回連絡は、訪問先の家庭等の迷惑とならない時間帯に、原則として日没までの昼間に行うものとし、その時間帯は留守がちと認められる家庭等には、その生活実態に合わせ、警察署長の承認を受け、夜間に巡回連絡を実施するものとする。

(7) 要望の的確な措置

受持警察官は、住民等からの要望等のうち警察措置の必要な事項については、巡回連絡管理責任者等に報告し組織的な解決を図るとともに、措置結果は、可能な限り当該住民等に知らせるようにするものとする。

(8) 連絡簿の管理

受持警察官は、自己の受持区に係る連絡簿を適正に管理するものとし、施錠設備のあるキャビネット等に収納して保管するなど、常に管理状況を確認し、連絡簿の紛失、情報の漏洩防止を図るものとする。

(9) 異動時の引継ぎ

受持警察官は、職務換え、配置換えその他事務の引継ぎが必要となった場合は、後任者が異動後、速やかに巡回連絡を実施する必要のある家庭等を引き継ぐものとする。

第7 巡回連絡管理責任者等の任務

1 部下に対する指導教養の徹底

(1) 管理に関する指導教養

連絡簿の適正管理及び個人情報保護に関する事項のほか、連絡簿を所外へ持ち出す場合の冊数、携行方法、亡失防止の措置等について、機会を捉えて、

具体的かつ詳細に指導教養を実施するものとする。

(2) 運用に関する指導教養

巡回連絡に関する教養、模擬訓練、検討会等を実施するなどして、各地域の実態、個々の受持警察官の能力、個性等に応じた具体的な指導教養を行うものとする。

2 巡回連絡活動の推進

(1) 受持区の調整

受持区の負担の均衡を図るため、適宜受持区の調整の検討を定期的に行うものとする。

(2) 勤務変更の抑制

ア 緊急やむを得ない場合以外は巡回連絡時間帯の勤務変更を承認しないものとする。ただし、やむを得ず勤務変更を承認した場合は、警ら等から代替時間を確保させるなど、巡回連絡を優先して実施させるものとする。

イ 受持警察官の巡回連絡中にその所管区内に事案が発生した場合は、稼働中の隣接交番員等に優先的に当該事案の処理をさせるなどして、巡回連絡時間の確保を図るものとする。

(3) 交番・駐在所連絡協議会等の活用

効率的な巡回連絡の実施に資するため、交番・駐在所連絡協議会等を活用するなどして、巡回連絡の趣旨、目的等について住民等の理解を広げるなどの環境整備を行うものとする。

3 推進状況の把握

巡回連絡管理責任者は、地域警察活動総合管理システムにより個々の受持警察官の巡回連絡推進状況を不断に検証するとともに、半期毎に連絡簿の点検を行い、不備のある場合は、早期に改善するよう指示を行うものとする。

第8 巡回連絡専従員制度

巡回連絡管理責任者は、大規模団地又は高層住宅街を管轄するため巡回連絡が著しく困難な場合、その他巡回連絡を集中して推進する必要がある場合に、地域警察官の中から巡回連絡専従員を指定して巡回連絡を実施させることができるものとする。

第9 巡回連絡推進のための措置

1 巡回連絡強化日の指定

巡回連絡管理責任者は、巡回連絡の実施状況を把握し、低調な受持警察官に対しては、在宅率の高い週末、祝日等を巡回連絡を強化する日に指定するなどして、巡回連絡の促進を図るものとする。

2 大規模団地対策

巡回連絡管理責任者は、集合住宅が多数ある大規模団地で、巡回連絡の推進が著しく困難な区域については、巡回連絡専従員の集中的な投入、受持警察官の複数指定による巡回連絡を実施させるほか、巡回連絡推進責任者にアパート・マン

ション等の管理者との連携を密にさせ、入居説明会等に参加させるなど、巡回連絡に対する理解と協力を求めるよう努めるものとする。

3 相談等受理時の措置

受持警察官は、所管区内住民等から困りごと相談を受けた場合、遺失又は拾得に係る届出を受理した場合等で未把握世帯等の相手方に対し、必要事項を聴取し、巡回連絡カードの作成に協力を求めるものとする。

4 交番相談員の効果的な活用

警察署長は、交番相談員の勤務日等を調整することにより、受持警察官の巡回連絡時間の確保を図るものとする。

第10 適正評価と賞揚

警察署長は、巡回連絡活動について、各所管区の実態、個々の受持警察官の能力等を総合的に勘案した上で、適正な評価及び賞揚を行うものとする。

第11 この要綱に定めるもののほか、巡回連絡の実施に関し必要な細部事項は、生活安全部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。